

管内リバーフレンドシップ同意締結団体 各位

静岡県島田土木事務所長

令和 6 年度リバーフレンド活動計画書等の提出及び傷害保険等の加入について

日頃、リバーフレンドシップ制度に基づく河川美化等の活動に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年度も貴団体に活動していただくに当たり、下記 1 の「活動計画書」を提出していただくとともに、既定の支援を用意しておりますので、必要に応じ下記 2、3 の関係書類の提出をお願いいたします。

記

1 活動計画書

提出資料：資料 1「令和 6 年度 リバーフレンド活動計画書」

提出期限：令和 6 年 4 月 26 日（金）必着

提出先：下記担当宛てに持参、郵送、Eメール又は FAX にて提出してください。

（郵送の場合は、同封の返信用封筒をお使いください。切手は不要です。

お近くの郵便ポストに投函願います。）

※メールでの書類送付を新たに希望される場合やメールアドレスに変更がある場合は資料 1の指定箇所に記載願います。

2 保険関係資料

提出資料：様式 1 「リバーフレンド活動者名簿」

提出期限：令和 6 年 4 月 26 日（金）必着

提出先：下記担当宛てに持参、郵送、Eメール又は FAX にて提出してください。

※県の費用負担で傷害保険等の加入が可能ですので、別添 資料 2により趣旨を御理解いただいた上で、お申込みください。

※自治会等で保険に加入している場合でも、補償を受けられる場合がありますので加入することを推奨しています。

※なお、保険加入状況について記載いただく箇所がありますので、加入の有無に関わらず「様式 1：リバーフレンド活動者名簿」の提出をお願いします。また、活動中に事故が発生した場合には、必ず「様式 2：活動中の事故等報告書」の提出をお願いします。

裏面にも記載があります。

### 3 物品支援関係資料

替刃・燃料の引渡し方法については、後日、別途案内を送付します。

提出資料：資料3「活動支援物品要望書」

提出期限：令和6年4月26日（金）必着

提出先：下記担当宛てに持参、郵送、Eメール又はFAXにて提出してください。

※ 2年目以降は消耗品などの物品支援をしていますので、希望する団体はお申し込みください。

※ 替刃、燃料以外の物品については10月以降を目途に島田土木事務所窓口で引渡します。

### 4 活動報告

活動実施後に活動報告（日付と人数）をお願いします。（様式の決まりはありません。電話、FAXでもかまいません）

### 5 その他

河川協会から貸与された大型草刈機（自走式）が2台あります。貸出しを希望される団体は、貸出しの調整をしますので希望日の1ヶ月前までに御連絡ください。

- ・オーレックスパイダーモアー（SP850B） 1台
- ・共立AZ852AF 1台

令和5年度に試験運用しましたリモコン式草刈り機「神刈」につきましては、運用の方針が決まり次第、改めて郵送でご連絡いたします。

担当：企画検査課 高守

住所：〒427-0019 島田市道悦5丁目7-1

TEL：0547-37-5272 FAX：0547-37-6183

Eメール：shimada-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp